

平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 HOYA株式会社

代表者名 代表執行役CEO 鈴木 洋

(コード番号 7741 東証第一部)

問合せ先 コーポレート企画室

I R担当 TEL03-3952-3827 広報担当 TEL03-3952-6416

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、平成27年6月19日開催予定の第77期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、定款第2条(目的)の規定を 変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 27 条(社外取締役との間の責任限定契約)の規定の一部を変更するものであります。なお、第 27 条の変更に関しましては、各監査委員の同意を得ております。

2. 変更の内容

現行定款と変更案の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2条(目的)	第2条(<u>目的</u>)
当会社は、次の事業を行うことを目的とす	当会社は、次の事業を行うことを目的とす
る。	る。
(1)~ (10) (条文省略)	(1)~(10) (現行どおり)
(新設)	_(11) 医療に関連する各種サービスの提供
<u>(11)</u> ~ <u>(16)</u> (条文省略)	(12) $\sim_{}(17)$ (現行どおり)
	_(18) その他適法な一切の事業



約)

当会社は、社外取締役との間で、今後その 者が負うことがある会社法第423条第1項 の責任について、金1,000万円以上であら かじめ定める金額と法令で定める額とのい ずれか高い額を限度とする旨の契約を締結 することができる。

第28条(社外取締役との間の責任限定契 第28条(取締役との間の責任限定契約)

当会社は、取締役 (業務執行取締役等であ <u>るものを除く。)</u>との間で、今後その者が負 うことがある会社法第423条第1項の責任 について、金1,000万円以上であらかじめ 定める金額と法令で定める額とのいずれか 高い額を限度とする旨の契約を締結するこ とができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月19日(金) 定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 19 日 (金)

以上